

投票用紙

市議会議員選挙と市長選挙の投票用紙は、無効投票などを防ぐため、次のように色分けしてあります。

【市議会議員選挙】水色の用紙に黒色で印字

【市長選挙】クリーム色の用紙に黒色で印字

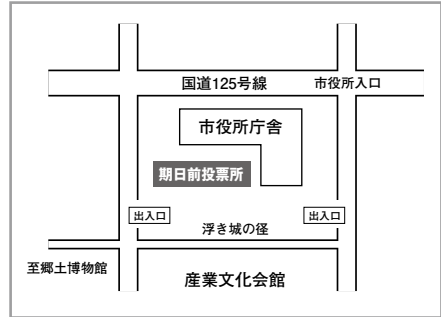
※投票用紙を間違えると投票は無効となりますので、ご注意ください。

ご利用ください 期日前投票

投票日に次のような理由がある方は期日前投票ができます。

- ・仕事や親族の冠婚葬祭などの予定がある方
- ・レジャーなどのため、自分が住んでいる投票区の区域外に旅行、滞在する方
- ・病気、出産、身体の障害などのため、歩行が困難な方
- ・市外の住所に居住している方(統一地方選挙の場合、投票できない場合があります)

投票の際には、投票所に用意されているカード(宣誓書兼請求書)に住所、氏名、生年月日を記入し、性別および期日前投票を行う理由の一つに○印を付けて提出していただきます。なお、入場券が届いている場合は入場券(入場券がない場合は身分証明書)をお持ちください。
※カードを事前に記入したい場合は、選挙管理委員会にお問い合わせください。



投票期間および投票時間

【埼玉県議会議員一般選挙】4月2日(土)～4月9日(土)

【行田市議会議員一般選挙・行田市長選挙】4月18日(月)～4月23日(土)

いずれも午前8時30分～午後8時

代理投票

身体の障害などで、自分で投票用紙に記入のできない方のために代理投票の制度があります。投票管理者に申し出ることにより、自分の投票したい候補者の氏名を投票所の係員が代理で記入し、投票します。期日前投票でも代理投票は可能です。

点字投票

目の不自由な方は点字で投票することができます。この場合、点字で投票を行う旨を投票管理者に申し出てください。

不在者投票

一部の病院や老人福祉施設などに入院・入所中の方、出張などで市外に滞在している方のために、施設や市外の選挙管理委員会で投票を行う不在者投票の制度があります。詳しくは、施設または選挙管理委員会へ問い合わせください。

選挙公報を発行します

有権者の皆さんに投票のための資料にさせていただくため、各候補者の氏名、経歴、政見、顔写真などを掲載した選挙公報を発行します。選挙公報は、投票日の前日までに新聞折り込みで各家庭に届けます。また、新聞を購読していない場合は、市役所、各地域公民館などに選挙公報を備えておきますので、ご利用ください。

※直接または郵送による配布を希望される方は、選挙管理委員会へご連絡ください。

ルールを守ってきれいな選挙

寄附禁止のルール

政治家(候補者、候補者になろうとする者、現に公職にある者)が選挙区内の方に対して寄附をすることは、いかなるものであっても禁止されています。また、有権者が寄附を求めることも禁止されています。

「三ない運動」を徹底しましょう。

- ・政治家は有権者に寄附を贈らない!
- ・有権者は政治家に寄附を求めない!
- ・政治家から有権者への寄附は受け取らない!

事前運動の禁止

公職選挙法により、選挙運動は告示日以降(厳密には立候補の届け出後)でなければ行うことができません。告示前に選挙運動を行うことは事前運動として禁止されています。



▶問い合わせ 選挙管理委員会 (内線219)